

# 浜田市 障がい者活躍推進計画

令和2年4月

浜 田 市  
浜 田 市 議 会  
浜田市消防本部  
浜田市上下水道部

機 関 名	浜田市、浜田市議会、浜田市消防本部及び浜田市上下水道部
任 命 権 者	浜田市長、浜田市議会議長及び浜田市消防本部消防長
計 画 期 間	令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間
浜田市における障がい者雇用に関する課題	<p>浜田市では令和元年度の障害者任免状況通報において、法定雇用率による採用人数は達成している。</p> <p>今回、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3の規定による障がい者活躍推進計画を策定し、障がい者の採用・定着、また、障がいのある職員の活躍を推進するとともに体制整備や各種取組の推進を図る。</p>

## 目標

①採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b>（各年6月1日時点）</p> <p>複数機関において採用活動を一体として行っているため、浜田市、浜田市議会、浜田市消防本部及び浜田市上下水道部で合算して法定雇用率を達成する。</p> <p>令和2年6月1日時点 2.5%</p> <p>令和3年6月1日以降 2.6%以上</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.53%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>各機関において不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報の時期に、人事課の保持する記録等を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>

## 取組内容

1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務部長を選任する（令和元年9月6日選任済）。</p> <p>○障害者雇用の推進及び計画の実施状況の点検・見直し等を行うため、障害者雇用推進者、各機関の責任者及び関係課長等による協議・検討会議を設置する。</p> <p>○協議・検討会議については原則として年1回、障がい者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等）を整備するとともに、組織外の関係機関（島根労働局、ハローワーク浜田その他障がい者支援機関等）とも連携する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、</p>

	定期的に更新を行う。
(2) 人材面	<p>○障害者職業生活相談員として人事課衛生管理者を選任する（令和元年9月6日選任済）。</p> <p>○障がい者が配属されている部署の職員を中心に、島根労働局や各種団体が開催する研修等への参加を促す。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○人事評価や人事ヒアリング等の面談時に、障がい者と業務の適切なマッチングができていないか点検し、必要に応じて見直し等の検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○新規採用した障がい者については、定期的に面談等により必要な配慮等を把握して必要な措置について検討し、働きやすい環境づくりに努める。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に応じた配慮を行う。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul>
(3) 働き方	○年次有給休暇や特別休暇等の各種休暇の利用を促進する。
(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5) その他の人事管理	<p>○障害のある職員に対し必要に応じて面談を実施し、仕事の状況を把握し、精神面、体調面への配慮を行う。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障がい者等の就労サポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。